

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業所 障害者相談支援センター御殿場十字の園 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人十字の園が開設する障害者相談支援センター御殿場十字の園（以下「事業所」という。）が行う指定特定相談支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定特定相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 指定特定相談支援の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立におこなわれるように努めるものとする。

4 前3項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

社会福祉法人十字の園 障害者相談支援センター御殿場十字の園

(2) 所在地

静岡県御殿場市深沢1465-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人（常勤）

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 相談支援専門員 1人以上

相談支援専門員は、利用者の生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成及び継

継続的なモニタリング等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとする。(年末年始 12/31～1/3 を除く)

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日

月曜日から金曜日までとする。(年末年始 12/31～1/3 を除く)

(4) サービス提供時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定特定相談支援の提供方法及び内容)

第6条 指定特定相談支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活全般に係る相談

(2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供

(3) サービス利用計画の作成

(4) 訪問によるモニタリング

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (4) に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

(利用者等から受領する費用及びその額)

第7条 指定特定相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定特定相談支援を提供した際は、支給決定障害者等から障害者総合支援法(以下「法」という。)第32条第2項の規定により算定されたサービス利用計画作成費の額の支払を受けるものとする。

2 指定特定相談支援事業者は、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域を越えて行う指定特定相談支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者等に対し、サービス内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当

該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 指定特定相談支援事業者は、指定特定相談支援を提供している支給決定障害者等が当該指定特定相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）又は高額障害福祉サービス費算定基準額（令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額をいう。以下同じ。）を超えるときは、指定特定相談支援事業者は、当該指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、御殿場市・小山町全域とする。

(主たる対象者の障害の種類)

第10条 事業の主たる対象者とする障害の種類
身体障害者を対象とする

(虐待防止のための措置)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第12条 提供した指定特定相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定特定相談支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定特定相談支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定特定相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示

の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 提供した指定特定相談支援に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(従業者の研修)

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月内
- (2) 継続研修 5年に1回

(その他運営についての重要事項1)

第14条 事業所は、利用者に対し適切な指定特定相談支援を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する指定特定相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定特定相談支援を提供した日より5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人十字の園が開設する障害者相談支援センター御殿場十字の園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(その他運営についての重要事項2)

<地域生活支援拠点の機能を担う事業所>

第15条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生

活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

自立支援協議会、特定相談支援事業所、地域定着支援を活用し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能。

(2) 緊急時の受け入れ

短期入所を活用した緊急受け入れ態勢を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の対応を行う機能。

(3) 専門的人材の確保

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、加齢等により重度化した障害者に対して、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

(4) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供体制の確保や、地域社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

附則

この規程は、平成24年9月1日から施行する

令和2年4月1日 改定